福井大学リポジトリ
UNIVERSITY OF FUKUI REPOSITORY

中等法関連教育の授業開発(I)：校則の批判的吟味の場合

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2011-03-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 橋本, 康弘, 後藤, 正邦, 端, 将一郎, 野坂, 佳生 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/3090

福井大学教育実践研究　2010，第35号，pp.79－85

原著

中等法関連教育の授業開発（Ⅰ）
― 校則の批判的吟味の場合 ―

福井大学教育地域科学部　橋　本　康　弘
福井弁護士会　後　藤　正　邦
福井弁護士会　端　　将一郎
金沢大学大学院法務研究科・福井弁護士会　野　坂　佳　生

本稿では，中等法関連教育の授業開発を目的とした研究の一環として，新学習指導要領でも重視された「法教育」の三つの指針「法的な思考方法学習」「法的参画学習」「法的な価値・原則学習」のうち，「法的な思考方法学習」「法的な価値・原則学習」に適合する授業開発をおこなった。開発した授業は，①生徒にとって身近な「校則」を教材とし，②学習過程として「目的－手段」モデルを採用した。③一連の授業の中で生徒は「校則」を批判的に吟味することが可能になり，「公正」に判断する手段としての「法的な思考方法」を生徒は身につけ，また生徒は問題事例を通して「正義」とは何かについて考察することが可能になる。

キーワード：法関連教育，学習指導要領中等社会科，シティズンシップ

1．はじめに

高等学校の学習指導要領（解説）が公表され，これまで明らかになった小・中学校の改訂学習指導要領の内容を含め，新しく導入された学習指導要領社会科（公民科）法学習の全貌が明らかになった。その概要は，法務省法教育研究会が示した「法教育」の3つの指針[1)]を基盤にしており，3つの指針とは「法的価値・原則学習」「法的な思考方法学習」「法的参画学習」である。これらの学習と中等新学習指導要領との対応関係[2)]を整理すると次頁にある表1の様にまとめることができる。

表1で特徴的なのは，中等新学習指導要領は，高等学校公民科「現代社会」が良い例であるが，昨年から始まった「裁判員制度への対応」以外にも，従前にも増して「自由」「平等」「正義」「公正」といった（憲）法的な価値・原則を重視し，焦点化していると言えよう。

本稿では，「校則」を事例として，「法的な価値・原則」や「法的な思考方法」を学ぶことが可能な教材開発を目的としている。そのために一つの校則を事例とし，その校則の是非について以下の法的な思考のための観点を用い，子どもたちの議論を通して，何が「正義」なのかについて考察することが可能になる授業例を示し，その意義と限界を明らかにするものである。

2．校則を取り上げる理由

校則とは，手続きに関する規定と在学生の日常生活に関する規定とに分けられるといわれる。前者は，出欠席や休学，転学，懲戒などに関する規定であり，後者は一般に「生徒心得」と言われるもので，制服や標準服・体操着の着用方法，運動靴を含む靴や靴下の指定，染髪・パーマなど髪型にまつわること，化粧や装飾品の着用にまつわること，学生鞄や学校への持ち込み物，校内外の行動（授業中の態度，登校時や下校時の行動，深夜や長期休暇中の行動など）についての規定を指す。これらの規定のうち，特に後者の事例としては以下のようなものが取り上げられる。

後者の校則事例（坂本秀夫『こんな校則あんな拘束』朝日新聞社，1992年を参照）
(1)「男子の服装，1，帽子（イ）指定された帽子に校章，白線をつけること。（ロ）帽子に不要のバッジをつけないこと。（ハ）あごひもはきちんとつけておくこと。（ニ）わざとくずしたり，よごしたりしないこと。（ホ）登下校時には必ず帽子を着用すること，2，頭髪（イ）丸刈りにすること（長髪等はいけない），（ロ）まゆげのそり込みはしてはならない」
(2)「男子生徒の服（標準服）冬期・・・〈上着〉(1) 上着丈はまっすぐ背を伸ばし，両手をしたにのばした状態で中指の第二関節ぐらいまでとする。(2)襟の高さは，3.5～4.2センチとする。(3)ポケットラインは水平とする。(4) 袖丈は手をのばして袖口がもてる長さとする（ラッパは不可）。(5) 袖のボタンは二個とする。(6) 裏地は無地としいかなる装飾もしないなど
(3)「耳上上部及び襟首を剃ること。もみあげを長くしない。後頭部は必ずバリカンを入れる。前髪は眉毛の上1センチメートルの長さまで。後頭部は手を入れ，はみ出した時点で調髪する」
(4)「映画・劇・音楽会等は学校が設定したもの以外は禁止する。但し，夜間催される場合は，必ず責任のもてる同伴者と一緒に行くこと。映画は認定されたものを月に2回を限度とする」

表１　中等新学習指導要領社会科（公民科）における法学習（筆者作成）

学習指導要領の項目	法学習の概要（学習指導要領及び解説の記述）	3つの指針
中学校社会科公民的分野　内容(1)イ	社会生活における物事の決定のしかた，きまりの意義について考えさせ，現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として，対立と合意，効率と公正などについて理解させる：集団や所属員にかかわる問題（トラブル）の解決について，どのような決定のしかたが望ましいのか，決定したことを「きまり」として守ることにどのような意味があるのかを考えることを意図している；**問題の解決法及び解決のプロセスを学ぶ**	**法的な思考方法学習**
中学校社会科公民的分野内容(3)イ 内容の取り扱い(3)イ(イ)	国民の権利を守り，社会の秩序を維持するために，法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させる，「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて，裁判員制度についても触れること：国民の司法参加の意義について考えさせる；**国民の司法参加の社会的意義を学ぶ**	**法的参画学習（法的な価値・原則教育）**
高等学校公民科「現代社会」内容(1)	社会の在り方を考察する基盤として，幸福，正義，公正などについて理解させる:「正義」とはなにが社会にとって正しいのかについて考えること，「公正」とは，対立や衝突を調整したり解決策を考察したりする過程において，例えば，対立や衝突の調整を図る場合，当事者のうち片方の主張だけを取り上げていないか，少数者にも配慮しながら社会の多数の幸福を図るようにしているかなど，手続きや結果についての「公正」が確保されているかどうかなどを考えること;**社会問題の解決法及び解決のプロセスを通して「正義」について考えることを学ぶ**	**法的な価値・原則学習（法的な思考方法学習）**
高等学校公民科「現代社会」内容(2)ウ 内容の取り扱い(エ)	法の支配と法や規範の意義及び役割，司法制度の在り方について日本国憲法と関連させながら理解を深めさせるとともに，生命の尊重，自由・権利と責任・義務，人間の尊厳と平等について考察させる，法に関する基本的な見方や考え方を身につけさせるとともに裁判員制度についても扱う：自由，平等，適正手続きなどの価値や概念について理解を深めさせる。国民に司法参加の意義を理解させるとともに，刑罰の意義，犯罪被害者の救済や犯罪者の更生についても触れる；**主として日本国憲法に示される価値や概念の理解，国民の司法参加の社会的意義を学ぶ**	**法的な価値・原則学習，法的参画学習（法的な価値・原則学習）**
高等学校公民科「現代社会」内容(2)エ 内容の取り扱い(オ)	経済活動を支える私法に関する基本的な考え方についても触れること：経済活動において取引相手同士が信頼関係を構築し，契約を履行することの重要性を考察させ，そうした取引を支える私法に関する基本的な考えについて理解させる;**私法に示される原則（契約自由・絶対）の理解**	**法的な価値・原則学習**
高等学校公民科「政治・経済」内容(1)ア 内容の取り扱いア(ア)	「法の意義と機能」「基本的人権の保障と法の支配」「権利と義務の関係」については法に関する基本的な見方や考え方を身につけさせるとともに，裁判員制度を扱うこと：国家と国民の間を規律する公法や私人間を規律する私法などがあることを理解させる，立憲主義や法の支配の考え方を理解させる，個人の尊厳や自由，平等などの社会的価値を理解させる，国民に司法参加の意義を理解させるとともに，刑罰の意義，犯罪被害者の救済や犯罪者の更生についても触れる；**憲法の原則，憲法に示される価値などの理解，私法の原則の理解，国民の司法参加の社会的意義を学ぶ**	**法的な価値・原則学習**

（1）～（4）は服装及び髪型に関する校則である。このような校則は，子どもたちを直接拘束しており，（5）のように私生活細部にまで規定が及ぶケースもある。このような校則に対して，生徒自身が不満を持つ可能性も出てくる（学ぶ切実感が高まる）。また，「自分たちを縛るのだから自分たちで変えよう（改定案を提言しよう）」といった民主主義社会形成の役割を子どもたちに担わせやすい題材だともいえる。

なお，校則の制定･改廃についてその権限を持つのは，学校管理者がその役割を担っていると解するのが一般的な通説であることを断っておく。

３．教材としての校則―制服着用の規則―

本稿では「制服着用の規則」を取り上げる。「制服着用の規則」を取り上げる理由は，近年詰め襟制服ではなくブレザー制服を認める学校が多くなってはいるが，制服着用の規則を撤廃している学校はそう多くないこと。そのため，子どもたちが自分たちの問題と考えやすい（学ぶ切実感が高まる）事例であること，その規則の是非を考察する際に，自分たちの経験知で考察し判断することが可能になること（この点は後述参照），その結果自分たちの問題として捉え，「自分たちを縛るのだから自分たちで変えよう（改定案を提言しよう）」いった民主主義社会形成の役割を子どもたちに担わせやすい題材だからである。

なお，本稿では「制服は学校が開催するいかなる全ての行事でもその着用を義務化する。なお，制服は基準服の体型のものとし，いかなる修正も認められない。制服を着用しない場合や，修正した制服を着用した場合は，1回目は厳重注意とし，厳重注意を受けてもなお改善されない場合には停学処分とする」という規則が仮にあったとして，その規則の是非を議論しようとするものである。

４．学習過程としての目的―手段モデル

この「制服着用の規則」の是非を議論するための「法的な思考のための観点」として本発表では目的－手段モデルを採用する。目的－手段モデルとは図1のようなモデルのことである。まず第一段階として既存校則の目的とは何かを問う（考察する）。例えば，「学校管理者側の言い分」として「清潔かつ質素で流行を追うことなく華美に流されない態度を保持することを教育方針とし，それを具体化するものの一つとして規則がある」であったり，「制服着用を義務化することで，高校生にふさわしい服装を維持し，学校の規律を保たせる」ためといった目的が提示されるかもしれない。また「教師側の言い分」として「修学旅行などの行事で制服を着ていると生徒管理がしやすい」や，「保護者側の言い分」として「家庭環境や経済力に起因する生徒衣服の格差から生じる『差別』をなくす必要がある」が提示されるかもしれない。これら目的をまず第一段階で確認する。第二段階は，これらの目的の合理性を吟味・検討する段階である。例えば，第一段階で示された目的を踏まえ，「そもそも中学生に相応しい服装とは何か」「服装を自由にすることで学校の規律は本当に保てなくなるのか，服装を自由にすることでどのような弊害があるのか」「制服着用義務を止めた場合，生徒の衣服の格差から『差別的扱い』が本当に生じるのか否か」などを検討する中で子どもたちの経験知とも照らし合わせながら，目的が合理的か否かを検討することになる。第三段階では，対立価値の把握・規制目的の比較衡量を行う。例えば，制服義務化に反対する意見として「制服を義務化することは生徒の個性を抑圧しており，個人の尊重を定めた憲法13条に違反するのではないか」といった意見や「制服を着ず，私服で登校することは個性の表現であり，憲法21条の表現の自由に合致する」といった意見も出てくるかもしれない。このような意見の適否についても規制目的と比較・対比しながら考察していく。第四段階では，第一段階で学んだ目的を実現するための手段が適切なのかが検討される。「学校の規律を維持するために，全ての学校行事で制服を着用すること」や「着用しない場合，1度目は厳重注意とし，厳重注意を受けてもなお改善されない場合には停学処分とする」とした規則が適切なのか（相当なのか）について考察することとなる。そして，これまでの議論を踏まえ，第五段階で代替手段を考案し，第六段階で代替手段を吟味した後で，最終，第七段階で改正案を提言することとなる。以上のような7つの段階を経る中で，学校の規則・きまりを法の論理で議論し，提言することが可能になるのである[3)]。

1	既存校則の目的の考察
2	目的の合理性の吟味・検討
3	対立価値の把握・規制目的の比較衡量
4	手段の相当性の吟味・検討
5	代替手段の考案
6	代替手段の法的吟味・検討
7	改正案の提言

図１　学習過程としての「目的―手段モデル」（筆者作成）

５．本校則の法的検討

「制服着用義務」の校則について筆者のうち，後藤正邦，端将一郎の見解は以下の通りである。

（1）後藤正邦の見解

服装の自由については，憲法21条の表現の自由であるとする見解も存在するところではあるが，憲法13条に基づく自己決定権の一つとして保障されるとするのが，憲法学説上の通説であると言ってよい。

自己決定権（憲法13条）の問題であるという前提に立つとしても，服装の自由が，どれだけ個人（生徒）の人格的自律のために重要なものなのかを検討することとなる。この点については，意見が大きく分かれるところであろうが，「髪型や服装などの身じまいを通じて自己の個性を実現させ人格を形成する自由は，精神的に形成期にある青少年にとって成人と同じくらい重要な自由である」（芦部信喜『憲法学Ⅱ人権総論』）との見解が支持されていることは看過できない。

そうすると，この服装の自由を制限し，制服の着用を義務化する校則は，生徒の重要な人権を規制するものであるということになるから，そのような校則が法的観点から見て問題が無いというためには，少なくとも，規制の目的・手段に合理的関連性が無ければならないということになろう。

制服着用の義務化については，教育上（パターナリズム的な見地）一定の合理性は認めうることができよう。

より重大な問題は，いかなる規制手段が用いられるかという点である。具体的には，学校外でも制服着用が義務化されるのかどうかなど，どの程度の範囲で制限されるかということや校則に反した場合のペナルティはどのような程度のものかというようなことが問題となる。

本設例の校則の場合，停学処分に至るまでには，厳重注意を受けてもなお改善されないという段階を踏まなければならないという。その点では，一定の配慮をしているということはできようが，そもそも服装の自由の重要性に鑑みると，厳重注意すら重きに過ぎるという見解もありうるところである。何より，停学処分とは，生徒が学習を受ける機会をまさに奪う処分，言い換えれば学習権（憲法26条）を不当に制限する処分であるから，制裁が不当に重大である。したがって，規制手段が合理的関連性を有するものではなく，少なくともこれは許されるものではないというべきであろう。

本設例の校則については，もっと別の角度，切り口からも考察することができるが，こういった分析を目的の合理性と手段の相当性という基準（目的―手段モデル）

を用いながら論理的に分析・討論できる法的な思考過程が培えるという点が，法教育としての重要な意義であると考える。制服についての校則という身近なルールの問題について考察することは，生徒たちの民主感覚を伸長させるという意義もまた認められる。

なお，①校則の法的性格につき，部分社会法理によるものととらえるか，契約ととらえるのかによって，②国公立学校（憲法の直接適用）なのか私立学校（私人間への憲法の間接適用）なのかによって，目的－手段モデルにおける基準の厳格さが変わり，よって結論もまた変わる余地があることを，念のため付言しておく。

(2) 端将一郎の見解

①権利の制約がなされるという場合，制約される権利の重要性や制約されることでの不利益の程度，制約の目的や制約することにより得られる利益の程度についての検討を十分に行なうことが重要である。制約される権利の重要度が高ければ制約の面が押さえられることになるし，権利が制約されることでの不利益が小さいのに対して制約により得られる利益が大きければ制約を認めるという方向に結びつき易いからである。

また，権利を制約される側にたって考えるにあたっては，一方的な権利主張とならないよう，制約目的やその制約によって得られる利益の面について深く検討し，対立する側の利益等について考察することが，より重要であると考える。本件では「制服着用の規則」であるから，その規則に強く不満を覚える子はもちろんのこと，規則に特段の不満はないという子にとっても，生徒側の「服装を選択する自由」という“権利”が制約されていることには変わりはないのであるから，「既存校則の目的」について深く検討をすることは，その後の合理性判断や手段の相当性を考える過程へ進む上で重要といえる。

もちろん深く検討し過ぎると，かえって生徒の理解が得にくくなる危険性もあるので，一定のさじ加減は大事であるが，制服着用についての制約の目的やそれにより得られる利益の検討が不十分であれば，その後の過程において，「服装の自由」という権利の面だけが強く出た検討になる可能性があり，多角的な検討をした結果の改正案とするためにも，出発点が大切であると考える。

②さて，本校則についてであるが，目的の面について考えれば，学校教育という観点などから，「制服着用の規則」に一定の合理性は認められると考えるが，手段の面については，改正すべき点があるように思われる。

一口に「学校行事」といっても，その内容は多様であるし，制服の修正についても修正の程度に差があると考えられるからである。また，罰則が，1回目で厳重注意，2回目で停学となっている点についても，停学となれば，子どもの学習する権利が大きく侵害されるのであるから，規制手段としては重すぎる面があり，改正の必要は高い校則かとは思われる。

ところで，学校行事での制服の着用義務についてと制服の修正禁止についてとは，その制約の目的が必ずしもすべて一致するものではないと考えられる。そこで，制約内容や罰則を考えるにあたっては両者を分けて考えることもできようかと思う。

6．学習指導案「制服着用の義務」規則を吟味する

授業テーマ：「制服着用の義務」規則を吟味する

教科・科目：公民科「現代社会」もしくは「政治･経済」

学習目標：

(1)「制服着用の義務」の規則の目的について「学校管理者」「教師」「生徒」の立場にたって考察することができる

(2) 規則の目的が合理的なものなのかについて事実を収集し，考察することができる

(3) 規制の目的に対して対立する価値を理解し，規制の目的との関連で考察することができる。

(4) 規則の目的に対して，手段が適切なのかについて「規制の範囲」「罰の重さ」の二つの観点から考察することができる

(5) 代替案について考察し，その代替案が望ましい理由，根拠について考察することができる

(6) 代替案についてクラスで提案し，代替案を吟味・検討する中でクラスの中で一番望ましい代替案について理由・根拠をもって選ぶことができる

学習指導案：（表中は，Qは発問，Aは回答，Tは教師，Sは生徒を示す）

段階	発問（指示）	教授・学習過程	生徒が獲得する知識	学習過程
導入	本日は以下の校則の内容の是非について1時間かけて考えることを生徒に提示する			
	制服は学校が開催するいかなる全ての行事でもその着用を義務化する。なお，制服は基準服の体型のものとし，いかなる修正も認められない。制服を着用しない場合や，修正した制服を着用した場合は，1回目は厳重注意とし，厳重注意を受けてもなお改善されない場合には停学処分とする」			
	Q1：この規則についてあなたはどのような印象を持ちますか？	T：発問する S：答える	A1：（例）厳しい。耐えられない。自分には関係ない他	
	Q2：この規則に納得しますか？不満があ	T：発問する	A2：（例）納得する。その理由は，1回目は厳重注意され	

	りますか？それぞれの理由を述べてください	S：答える	ているのに守らないのだから2回目は停学になっても仕方ない 納得する。制服を着ること自体は学校の一体感を保てるし，義務化し，それに反する人を処罰するのは当然だから 不満がある。修正した制服を着ただけで停学になるというのは厳しすぎるから 不満がある。そもそも制服を着ないといけない理由が何かわからないから	
展開1－1	Q3：そもそもこの規則，どのような目的で作られたのだろうか	T：発問する S：答える	A3：わからない	既存校則の目的の考察
	Q4：学校管理者の立場で考えてみて，その目的は何だろうか	T：発問する S：予想する T：説明する	A4：（例）清潔かつ質素で流行を追うことなく華美に流されない態度を保持することを教育方針とし，それを具体化するものの一つとして規則がある 制服着用を義務化することで，高校生にふさわしい服装を維持し，学校の規律を保たせる	
	Q5：教師側の立場で考えてみて，その目的は何だろうか	T：発問する S：予想する T：説明する	A5：（例）修学旅行などの行事で制服を着ていると生徒管理が行いやすい	
	Q6：保護者側の立場で考えてみて，その目的は何だろうか	T：発問する S：予想する T：説明する	A6：（例）家庭環境や経済力に起因する生徒衣服の格差から生じる『差別』をなくす必要がある	
	Q7：生徒側の立場で考えてみて，その目的は何だろうか	T：発問する S：答える	A7：（例）毎日どの私服を着ていくのか悩まないで済む　他	
展開1－2	Q8：（A4に関連して）そもそも高校生にふさわしい服装とは何だと思いますか	T：発問する S：答える	A8：（例）個人の価値観が違うので，ふさわしい服装を決めることはできないのではないか 高校生は保護者に養育される立場にあり，ふさわしい服装を決める権限はない　他	目的の合理性の吟味・検討
	Q9：（A4に関連して）高校生にふさわしい服装を一定のものとして決めることはできるのだろうか	T：発問し，説明する	A9：憲法13条の自己決定権に照らし合わせれば決めるのは問題があるのではないか	
	Q10：（A4に関連して）服装を自由にすることで学校の規律は本当に保てなくなるのか服装を自由にすることでどのような弊害があるのか，その理由は何か	T：発問する S：答える	A10：（例）規律が保てなくなる。なぜなら，それぞれが自由な服装をすることで，華美な服装が流行する危険性がある 規律を保てる。なぜなら，自分たち自身は「高校生としての本分」をわきまえることができるから	
	Q11：学校行事で生徒管理が行いやすくなるということはどういうことなのか	T：発問し，説明する	A11：修学旅行先などで同じ制服を着ていると，他の学校の生徒と人目で見極めることができる。生徒管理上，とても有効である	
	Q12：制服着用義務を止めた場合，生徒の衣服の格差から「差別的扱い」が本当に生じるのか否か	T：発問する S：答える	A12：（例）起こらないと思う。衣服の格差など全く気にならないから 起こると思う。衣服の違いを競争し合うことで，その差が歴然とし，仲間作りにも影響しそうだから	
展開2	Q13：制服義務化に反対する人たちの意見にはどのような考え方があるのか	T：発問し，説明する	A13：制服義務化に反対する意見として「制服を義務化することは生徒の個性を抑圧しており，個人の尊重を定めた憲法13条に違反するのではないか」といった意見や「制服を着ず，私服で登校することは個性の表現であり，憲法21条の表現の自由に合致する」といった意見もある	対立価値の把握・規制目的の比較衡量
	Q14：校則の規定は「生徒の個性」「個性の表現」を抑圧しているのか	T：発問し，説明する	A14：憲法13条からみると，「抑圧している」と考えられるし，生徒の人権を抑圧していることになる（ので，規制の目的と手段に合理的関連性があるか確かめる必要がある）。「生徒の服装を選択する自由」を犯しているのには変わりない（ので，規制の目的と手段の合理性を考察する必要がある）	
	Q15：校則の目的と「生徒の個性」「個性の表現」はどちらが大切ですか	T：発問する S：答える	A15：各々の意見	
	「学校の規律を維持するために，全ての			

展開3	学校行事で制服を着用することについてどう考えれば良いのか」について考察することを提示する Q15：学校行事にはどのようなものが含まれるのか Q16：「教師側の言い分」にあった「生徒管理のしやすさ」を考えた時，全ての行事に制服を着る意味はあるのか 「基準服を着用しない場合，1度目は厳重注意とし，厳重注意を受けてもなお改善されない場合には停学処分とする」について考察することを提示する Q17：子どもたちは教育に関してどのような権利を有しているのか Q18：学習権を安易に奪うことは許されるのか Q19：私服や修正した制服を着用した1度目は厳重注意とし，なお改善されない場合には停学とするといった規則には問題はないのか Q20：制服の修正にも程度の違いがあるだろうが，一律に処罰することは適切なのだろうか	T：発問する S：答える T：発問する S：答える T：発問し，説明する T：発問し，説明する T：発問する S：答える T：説明する T：発問する S：答える T：予想する	A15：学校での授業，遠足，修学旅行，文化祭，入学式，卒業式，始業式，終業式など A16：（例）文化祭などはおおよそその必要性がないのではないか A17：憲法26条（学習権） A18：安易に許されるべきではない（学習権は尊重されるべきである） A19：（例）停学処分とは，生徒が学習を受ける機会をまさに奪う処分，言い換えれば学習権（憲法26条）を不当に制限する処分であるから，制裁は重大である。一方で私服や修正した制服を着用することの「罪」との「バランス」はとれているのか否か A20：（例）適切ではないのではないか。数センチの修正でも厳重注意や停学にすることは相当とはいえないのではないか	手段の相当性の吟味・検討
展開4	Q21：ではどのような規則が望ましいのか，その理由は何か。その根拠は何か。考察してみよう	T：発問する S：各自がワークシートに記入する		代替手段の考案
	A21：（例）D（事実） 「制服は学校が開催するいかなる全ての行事でもその着用を義務化する。なお，制服は基準の体型のものとし，いかなる修正も認められない。制服を着用しない場合や，修正した制服着用した場合は，1回目は厳重注意とし，厳重注意を受けてもなお改善されない場合には停学処分とする」といった規則がある C（主張） この規則には問題があるので，停学処分部分は削除する なぜなら，子どもの健全な発達を考えれば，罰則を重くするのではなく，教師による生徒指導を重視すべきであること，また停学処分は罪に比べ重すぎるから W（理由付け） 生徒の学習権は最大限保障されるべきであるから B（根拠）			
展開5	Q22：このような規則はその内容を含め適切なのか否か	T：発問する S：考察する	A22：各々の意見	代替手段の吟味・検討法
終結	Q23：どのような規則が望ましいのだろうか	T：発問する S：答える	A23：各々の意見	改正案の提言

7．おわりに

本稿の目的は，「校則」を事例として，「法的な価値・原則」や「法的な思考方法」を学ぶことが可能な教材開発を行うことであった。そのために校則として「制服着用義務」規則を取り上げ，その校則の是非について法的な思考のための観点である「目的－手段モデル」を用い，子どもたちの議論を通して，何が「正義」なのかについて考察することが可能になる授業例を提示した。本研究の意義は以下の通りである。

(a)「制服着用義務」規則を取り上げることで，子どもにとっても身近に切実に考えられる教材となっていたこと。

(b) その校則の是非について考察するために「目的－手段モデル」を取り上げることで，ルールや法の評価上，汎用性がある「法的な思考方法」を子どもに身につけることが可能になっていたこと。

(c) 学習過程に法的な思考方法を採用することで，子どもたちが自由に議論するのではなく，一定程度の縛りをもうけ，何が「正義」なのかについて考察することが可能になっていたこと。

このような法関連教育の授業は結論よりもプロセスを大切にする。プロセスでどのような事実を選択し，どれだけ正確にその事実を解釈できるのか否かで，結論が変わってくる場合がある。また学校や学級の環境によって示される事実が変わってくる。授業で取り上げられる内容はあくまで（例）でしかない。事実を収集し解釈する力量を十分身につけておくことが「公正」な判断にもつながる。これらの力量は今後子どもたちに一層求められることにもなるのである。

従来型の「板書」「説明」型の法授業では十分育成できない力量，即ち，社会の中で「自分たちを縛る規則を変えていく」ことが出来る知見や資質を育成する法授業はシティズンシップの育成にも寄与する革新的な授業なのであり，また「市民性を育成する」ことを目的とする社会科にも十分合致する授業なのである。

註

1）法務省法教育研究会『はじめての法教育』ぎょうせい，2005年，pp.2-4．なおこれらの学習は筆者が命名している。

2）小・中学校学習指導要領における法学習の詳細については以下を参照願いたい。橋本康弘「「法教育」実践のための覚書―小・中学校新学習指導要領を読み解く」日本弁護士連合会『自由と正義』Vol59，2008年，pp.31-38.

3）「制服着用の義務」を「目的―手段モデル」で検討する場合の論点については，橋本康弘「学校の規則ときまり―決めるのは誰？」『社会科教育』No.611，明治図書，2010年，pp.33-35.で既に検討した。

引用・参考文献

(1) 坂本秀夫，こんな校則，あんな拘束，朝日新聞社，1992年

(2) 坂本秀夫，校則裁判，三一書房，1993年

(3) 戸波江二・西原博史編，子ども中心の教育法理論に向けて，エイデル研究所，2006年

The Development of Lesson Plan on Secondary Law-Related Education (I) :The Case of Criticizing School Regulations

Yasuhiro HASHIMOTO, Masakuni GOTOU, Syouichirou HATA, Yoshio NOSAKA

Key words：Law-Related Education,Government Guidelines for Teaching Secondary Social Studies Education,Citizenship